

経協セミナー

「働き方改革関連法」における企業の実務対策

～ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件の最高裁判決を踏まえて～

本年6月29日に「働き方関連法」が成立し、来年4月以降、順次施行されます。

「時間外労働の上限規制」「年5日以上 of 年休取得の義務化」さらには「均等・均衡待遇の適用拡大」など、法施行に向け企業には早急な対策・対応が求められています。

また、ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件の最高裁判決は、改正法の解釈に大きな影響を与えるため、これらも踏まえた企業の実務対策が必要になります。

山梨県経営者協会では、労働法のスペシャリストで、第一東京弁護士会所属の木下潮音先生をお招きして、実務的・実践的な内容にフォーカスし、これらの判例を踏まえた対策や注意点等をわかりやすく解説していただきます。

記

1. 開催日時 **平成30年11月13日(火) 13:30 ~ 16:30**

2. 会場 **甲府法人会館 3階ホール** (甲府市中央4-12-21)

※法人会館には駐車場がありません。お車でお越しの際は最寄りのコインパーキングをご利用下さい。
なお駐車代金につきましては、各自ご負担下さい。

3. 講師 **弁護士 木下潮音氏** (きのした しおね)

4. 講義内容

■労働時間関係

- ・時間外労働の上限規制、年休5日間取得義務化、勤務間インターバル制度
- ・高度プロフェッショナル制度 他

■同一労働同一賃金関係

- ・有期・派遣の均等・均衡規定、待遇に関する説明義務化
- ・ハマキョウレックス等最高裁判決を踏まえた解説

※ その他さまざまな事例に基づき解説していただくとともに質疑応答の時間も取っております。

5. 定員 **30名** (先着順)

6. 受講料 **会員事業所 1名につき 10,000円**

※受講料につきましては、事前に銀行振込にて下記指定口座にお振込み下さい。

振込先 : 山梨中央銀行 本店 普通 NO. 1196306

振込口座名 : 山梨県経営者協会

7. 申込方法 **申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXで当協会事務局宛お申込み下さい。**

○問合せ先 : 経協事務局 (Tel : 055-233-0271)

【プロフィール】



早稲田大学法学部卒業
昭和 60 年弁護士登録(第 37 期)
平成 4 年イリノイ大学カレッジオブロー卒業
LLM 取得
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月
第一東京弁護士会副会長

コメント

企業活動を継続・発展させていく上で欠かすことのできない、従業員や労働組合との関係を幅広くサポートし、企業の社会的価値の向上に役立ちたいと考えています。問題の解決にとどまらず、より高いレベルを目指す企業へ提案を続けて参ります。

特に、多様化が進む雇用の現場に密着した活動ができるフットワークを維持していきたいと思います。さらに今後は、プロフェッションとしての弁護士の育成にも力を入れてまいりたいと考えています。

【紹介】

現在、さまざまな労働問題の第一線で華々しく活躍している第一人者の1人。
歯切れの良い鋭い語り口で定評がある。
豊富な実務経験と深い知識で、複雑な労使問題に悩む受講者のどのような質問にも的確に即答できる実力を持っている。

『「働き方関連法」における企業の実務対策』(11/13) 申込書

山梨県経営者協会 御中

会社名: _____

所在地: _____ TEL: _____

受講者氏名	役職名

下記FAXへお願いします。
FAX 055-233-0272

※本申込書に記載された個人情報につきましては、セミナー運営のみに利用いたします。